

川崎市ひとり親家庭大学等受験料支援補助金交付要綱

令和8年4月20日
8川こ児第195号
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもに対して、大学等を受験する際の受験料の一部を補助することにより、ひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しし、進学段階における貧困の連鎖を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく、大学、短期大学、専修学校(専門課程)及び高等専門学校(4年次)
- (2) 受験料 大学等の入学者選抜に係る入学検定料又は市長がこれと同等と認めるもの

(対象者)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金(以下「補助金」という。)の交付対象者は、補助金申請時において次に掲げる要件をすべて満たす、川崎市在住のひとり親家庭の親又は養育者家庭の養育者とする。

- (1) 大学等の受験を行う児童(既に他の大学等に入学している児童を除く。以下「対象児童」という。)について児童扶養手当(一部支給停止を含む)を受給している者
- (2) 申請する月の属する年度(4月から5月末までに申請する場合にあっては、前年度)分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者(ただし、児童扶養手当施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)
- (3) 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め、本要綱又は本要綱と同様の内容の補助金を交付されていない者又は交付される予定のない者

(補助金の対象)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助経費」という。)は、大学等の受験に係る受験料であって、補助金を申請する年度内に支払ったものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助経費のうち、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が負担した額の範囲内において、対象児童1人につき53,000円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、補助経費が確定した後、次の各号に掲げるいずれかの方法により、市長に補助金の交付申請をするとともに、併せて実績報告を行わなければならない。

- (1) 別表に掲げる事項について、別に指定する媒体を用いて電子申請をする方法
- (2) 川崎市ひとり親家庭大学等受験料支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)を提出する方法

2 交付申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、申請者の同意を得て公簿等により確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 児童扶養手当証書の写し
- (2) 申請する月の属する年度(4月から5月末までに申請する場合にあっては、前年度)分の市町村民税(特別区民税を含む。)の課税又は非課税を証する証明書
- (3) 大学等の受験料の支払いを証明する書類(受験した大学等の名称、受験者名(又は支払者名)、受験料の額、領収日が明記されたもの)の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 交付申請及び実績報告は、別に指定する日までに行わなければならない。

4 前項の規定について、災害その他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(交付の決定及び額の確定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請内容及び添付書類等を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、川崎市ひとり親家庭大学等受験料支援補助金交付決定及び確定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは、川崎市ひとり親家庭大学等受験料支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付)

第8条 補助金は、前条第1項の規定による交付の決定後、申請者の指定する口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付に関する調査)

第10条 市長は補助金の交付について必要があると認めるときは、申請者に対し、報告又は必要な書類等の提出を求めることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項は、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）によるほか、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(別表)

入力項目

誓約・同意事項	誓約・同意事項の確認
申請者	氏名
	生年月日
	住所
	連絡先（電話番号・メールアドレス）
対象児童	氏名
	生年月日
	申請者との続柄
	住所（申請者と別居の場合）
所得水準に関する事項 (申請月が6月から10月の 場合のみ)	前年に受けた養育費の額
	申請年度の前年12月31日時点における、16歳以上19歳未満の所得税法上の控除対象扶養親族の人数
対象経費等	補助金の申請額
	振込先口座情報（申請者名義の口座に限る）
実績報告	実績報告

第1号様式

川崎市ひとり親家庭大学等受験料支援補助金交付申請書兼実績報告書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

川崎市ひとり親家庭大学等受験料支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日 生
	氏名		電話	- -
	住所	〒 川崎市 区	メール (任意)	
対象児童	フリガナ		生年月日	年 月 日 生
	氏名		申請者との 続柄	○をつけてください 子・その他()
	住所	□ 申請者と同じ (異なる場合は記入してください) 〒		
所得水準に関する事項 ※申請月が6月から10月の場合のみ記入してください。				
前年に受けた養育費の額		円	申請年度の前年12月31日時点における、16歳以上19歳未満の所得税法上の控除対象扶養親族	人

補助金の申請額 (上限 53,000 円)	円	入学金、交通費、手数料等は含みません。 申請は一度となりますので、複数校を受験した場合は合算してご申請ください。 受験料の支払いを証明する書類を添付してください。
--------------------------	---	---

実績報告 (確認して□にチェック☑してください。)

□ 本補助金により、対象児童が大学等へ受験する環境を整えることができました。

振込先口座情報 ※申請者名義の普通預金口座に限ります

金融機関名					支店名			
金融機関コード					支店コード			
口座番号					口座カナ名義			

誓約・同意事項 全ての項目に誓約・同意のうえ、申請します。(確認して□にチェック☑してください。)

<input type="checkbox"/>	川崎市ひとり親家庭大学等受験料支援補助金の支給要件に該当することを確認しました。
<input type="checkbox"/>	本補助金の支給に係る審査等を行うにあたり、川崎市が必要な住民基本台帳情報、税情報等を公簿等で確認することや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。
<input type="checkbox"/>	公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
<input type="checkbox"/>	今回提出する大学等の受験料の支払いを証する書類の写しは、申請日の属する年度に支払ったものであることに相違ありません。
<input type="checkbox"/>	同一の児童について、既に本補助金を申請、又は、交付済みではありません。(申請は1回のみ)
<input type="checkbox"/>	同一の児童及び同一の受験料を対象として、他自治体を含め、同趣旨の補助金等の申請又は交付をされていません。
<input type="checkbox"/>	本申請の内容について虚偽であることが判明した場合や、本補助金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支給済みの本補助金を速やかに返還します。

第2号様式

川崎市指令 第 号

様

川崎市ひとり親家庭大学等受験料支援補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった川崎市ひとり親家庭大学等受験料支援補助金について、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 対象児童
- 3 交付の条件
 - (1) この補助金の使途については、必要に応じ報告を求め検査することがあります。
 - (2) この補助金の申請内容に変更が生じたときは、速やかに申し出てください。
- 4 前各条項に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

第3号様式

川崎市指令 第 号

様

川崎市ひとり親家庭大学等受験料支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった川崎市ひとり親家庭大学等受験料支援補助金について、不交付とすることを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 対象児童
- 2 不交付の理由